

京田辺市上下水道部下水道課

公共汚水ます及び取付管(設置・改造・撤去)申請について

様式等の参考資料

令和5年(2023年)10月1日以降に行う申請から適用する。

この資料は令和 2 年 1 月 31 日 公営企業告示第 23 号、京田辺市公共污水ます及び取付管設置要綱に基づく公共污水ます及び取付管(設置・改造・撤去)申請に関する書類作成における参考資料である。

図面や添付資料などは本資料のコピーを添付するのではなく、申請者において実施する内容に則したものを作成して下さい。

また、書類が著しく不鮮明なもの・読み取りが困難なもの及び平面図や断面図、公図などは図面で実寸確認の必要がありますので、縮尺が合致しないものは、訂正や差し替えを求めることがあります。

特に公図の用紙サイズを A3 から A4 に縮小したことによる縮尺不一致、平面及び断面図の用紙サイズに合わせた印刷による縮尺のズレ、FAXによる不鮮明な書類、記載漏れ、添付漏れ、押印忘れにご注意願います。

- ※ 管止め（取付管まで整備済）箇所での公共污水ます設置で提出する書類は、別に定めていますので別途、お問い合わせをお願いします。
- ※ 本申請における完了までの手続きに関して本市に納める費用はありません。ただし、宅内の排水設備工事に関しては検査手数料がありますので別途協議して下さい。

目次

➤ 公共污水ます及び取付管(設置・改造・撤去)申請書 (様式第 2 号) ※提出部数は申請書・添付書類ともに 2 部	01
➤ 委任状	03
➤ 污水ます及び取付管 設置・改造・撤去 標準図	05
➤ 取付管掘削・埋戻し標準図	05
➤ 土留工参考図	06
➤ 申請及び出来形平面図 標準記載事項(参考)	07
➤ 公共污水ます及び取付管(設置・改造・撤去)工事完了届 (様式第 6 号) ※提出部数は 1 部	09
➤ 公共污水ます及び取付管 (設置・改造・撤去) 工事 出来形成果表	11
➤ 公共污水ます及び取付管(設置・改造・撤去)申請書記載例	13
➤ 委任状記載例	14
➤ 公共污水ます及び取付管(設置・改造・撤去)工事完了届 記載例	15

➤ 公共汚水ます出来形成果表記載例	16
➤ 申請時の参考平面図（設置申請の場合）	17
➤ 申請時の参考の縦断図と土工図（設置申請の場合）	18
➤ 出来形時の参考平面図	19
➤ 出来形時の参考の縦断図	20
➤ 申請における注意事項	21
➤ 承認を取り下げる場合	21
➤ 農業集落排水処理区域内での手続きについて	21
➤ 公共汚水ますの内径について	22
➤ 公共汚水ます及び取付管(設置・改造・撤去) 承認書取り下げ願い※提出部数は1部(承認書原本添付要)	23
➤ 工事写真（参考）	25
➤ 京田辺市公共汚水ます及び取付管設置要綱	29

様式第2号(第4条、第5条、第6条関係)

公共汚水ます及び取付管(設置・改造・撤去)申請書

年 月 日

(あて先)京田辺市公営企業管理者

排水設備設置義務者 住所

氏名 ㊦
(電話)

次のとおり(公共汚水ます・取付管)を(設置・改造・撤去)したいので、京田辺市公共汚水
第4条第2項
ます及び取付管設置要綱 第5条第1項 の規定により申請します。
第6条第1項
なお、設置・改造工事完了後の施設が、京田辺市に帰属することに同意します。

設置場所	京田辺市
土地所有者の承諾	住所 氏名 ㊦(電話)
建物所有者の承諾	住所 氏名 ㊦(電話)
公共汚水ます等 使用者の承諾	住所 氏名 ㊦(電話)
設置・改造・撤去 される下水道施設	取付管 V U ϕ N = 箇所 公共汚水ます ϕ N = 箇所
工事施工業者名	住所 氏名 ㊦(電話)
工事予定期間	承認日～ 年 月 日(予定)

(添付書類)

- ①位置図、②平面及び縦断面図、③砂基礎・土留施工図、④材料承認書、
- ⑤委任状(排水設備設置義務者以外の者が手続等をする場合)、⑥公図写し(発行3か月以内)、
- ⑦登記簿謄本写し(発行3か月以内)

委任状

住所

私は 氏名 ⑩

TEL

を代理者と定め下記の行為を委任します。

記

1 委任事項

公共污水ます及び取付管（設置・改造・撤去）工事に関する全ての
行為における一切の権限

（検査完了後の全ての残処理（ある場合）を含む）

2 申請箇所の所在地名・地番

京田辺市

年 月 日

住所

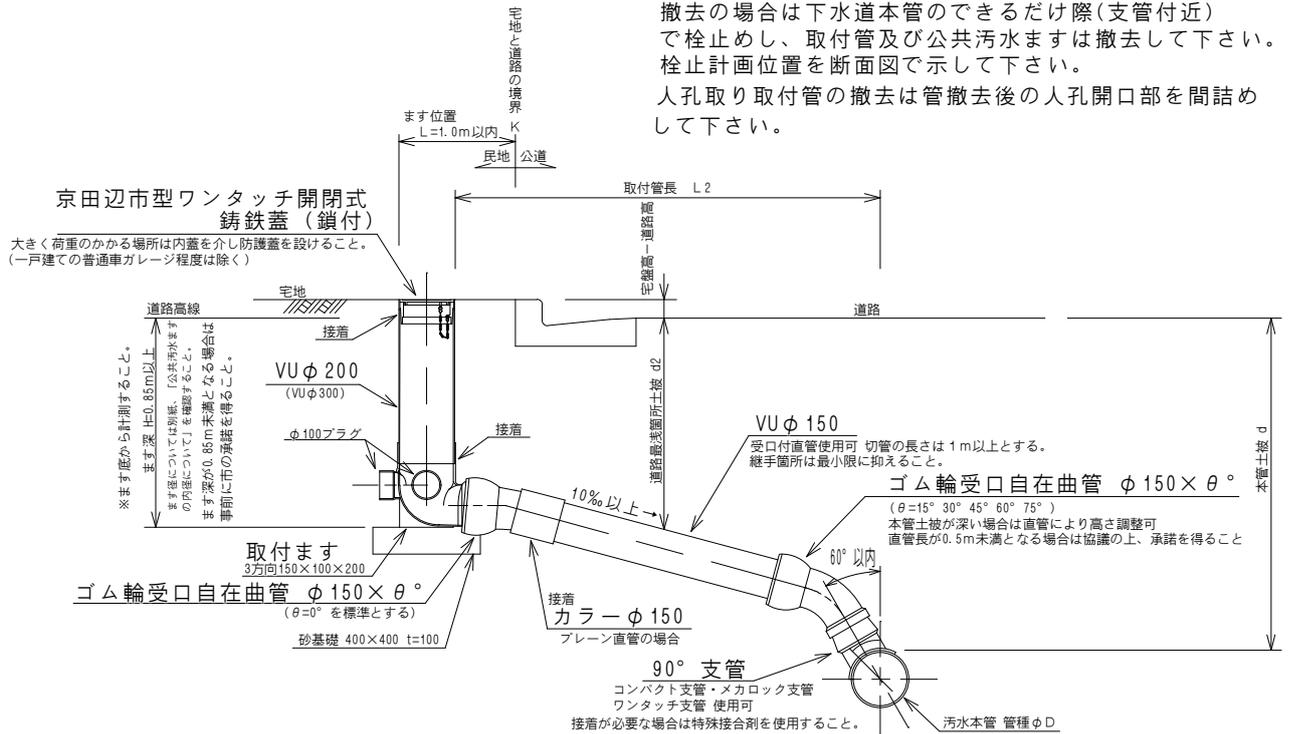
氏名 ⑩

TEL

（注）不要な文字は抹消し、押印してください。

汚水ます及び取付管 設置・改造・撤去 標準図

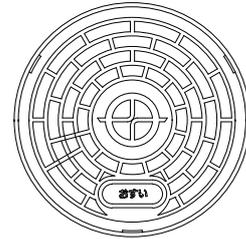
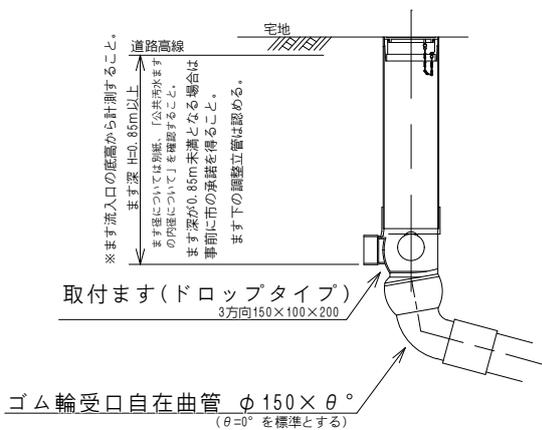
人孔取り・改造工事など下図を参考に施工内容に応じて、実施図を作成して下さい。
 撤去の場合は下水道本管のできるだけ際(支管付近)で栓止めし、取付管及び公共汚水ますは撤去して下さい。
 栓止計画位置を断面図で示して下さい。
 人孔取り取付管の撤去は管撤去後の人孔開口部を間詰めして下さい。



各材料の使用に当たっては施工方法を十分に把握し、ゴム輪のスレや材料の取り外し忘れなどの不備に注意すること。
 不備があった場合は再施工を求める場合があります。

ドロップますで施工した場合

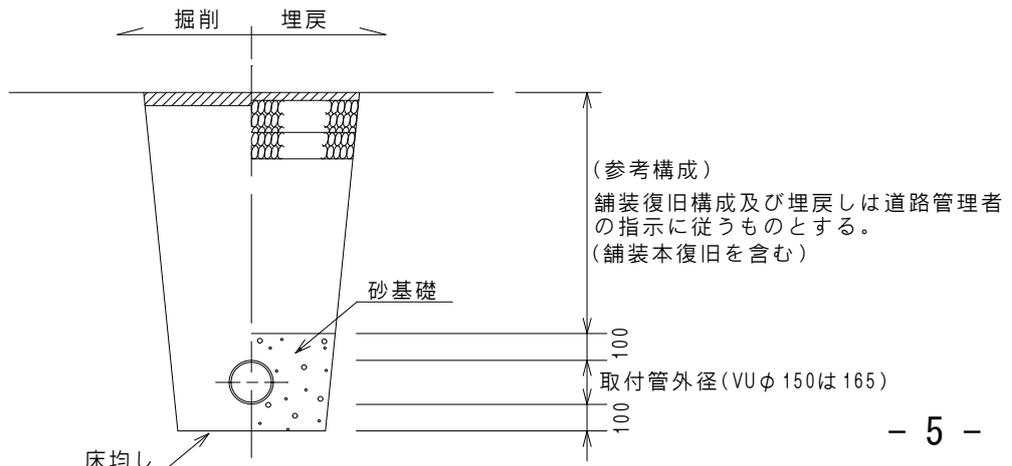
京田辺市型ワンタッチ開閉式鋳鉄蓋 (鎖付)



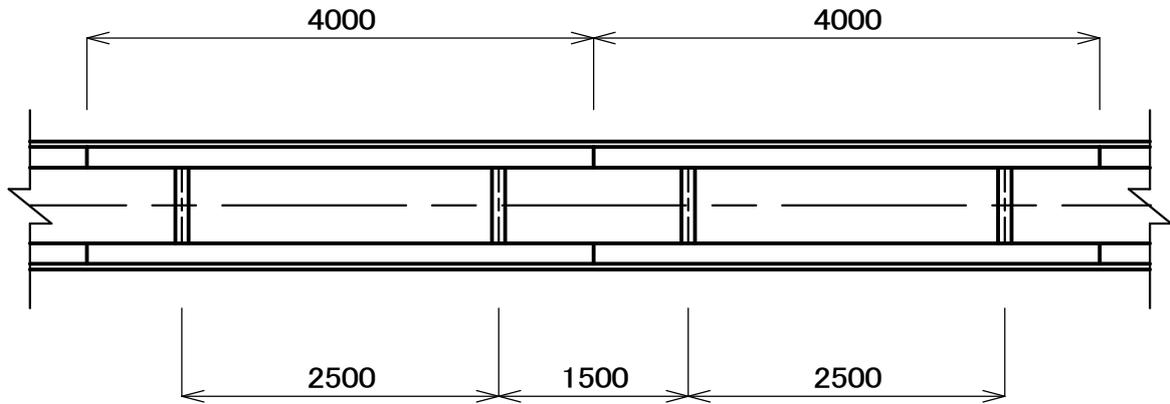
- 注) ● 公共汚水ますは、官民境界から1m以内 (L) で、外構工事等により支障とならない民地に設置すること。
 ● ます深は、前面道路高から0.85m (H) を確保するものとし、かつ、宅地の高さ及び大きさ等により本市の排水設備工事基準で接続可能な深さとすること。
 ● 支管の取付け位置は近接支管中心及び人孔壁から1m以上離すこと。
 ● 取付管の水平角は原則的に道路と直角になるようにすること。

取付管掘削・埋戻し標準図

掘削深が1.4mを超える場合又は土質が軟弱な場合は別紙土留工参考図を参考に土留を施すこと。
 地下水位が高く湧水がある場合は、埋戻前に湧水を除去すること。

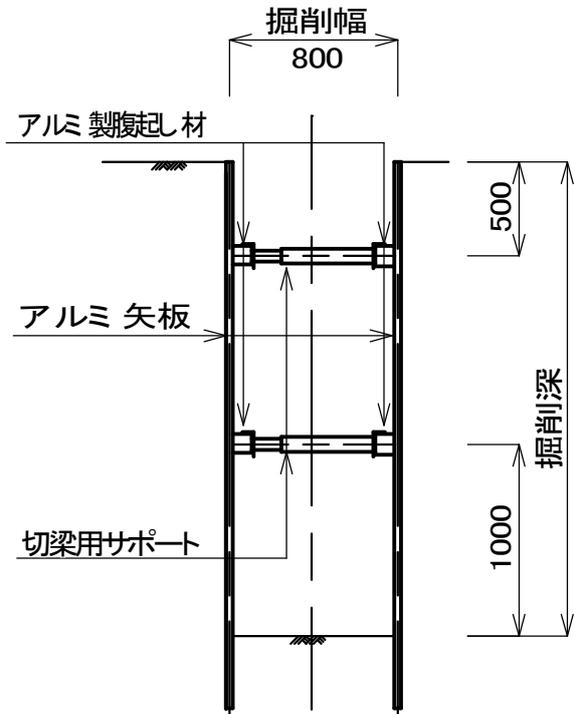
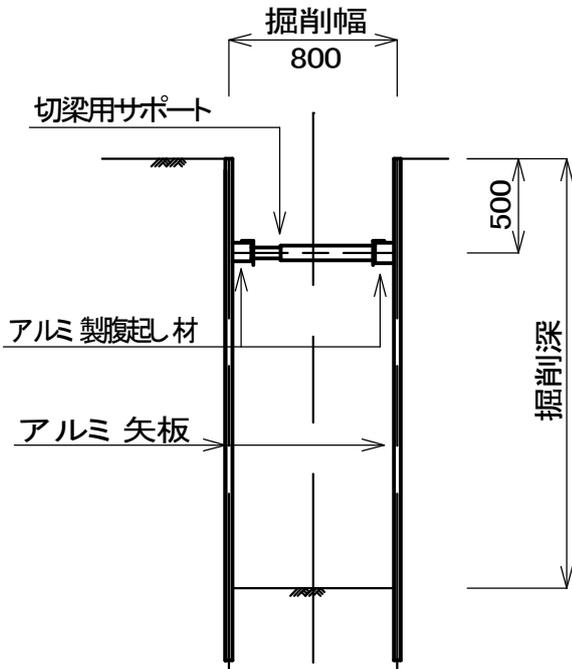


土留工参考図



掘削深 $\leq 2.0\text{m}$

掘削深 $> 2.0\text{m}$



掘削深 Hm	種類 矢板長 H1(m)	支保工
※ $H \leq 1.4$	アルミ 矢板 H1=1.5	1 段
$1.4 < H \leq 1.9$	アルミ 矢板 H1=2.0	
$1.9 < H \leq 2.0$	アルミ 矢板 H1=2.5	
$2.0 < H \leq 2.4$	アルミ 矢板 H1=2.5	2 段
$2.4 < H \leq 2.9$	アルミ 矢板 H1=3.0	
$2.9 < H \leq 3.4$	アルミ 矢板 H1=3.5	

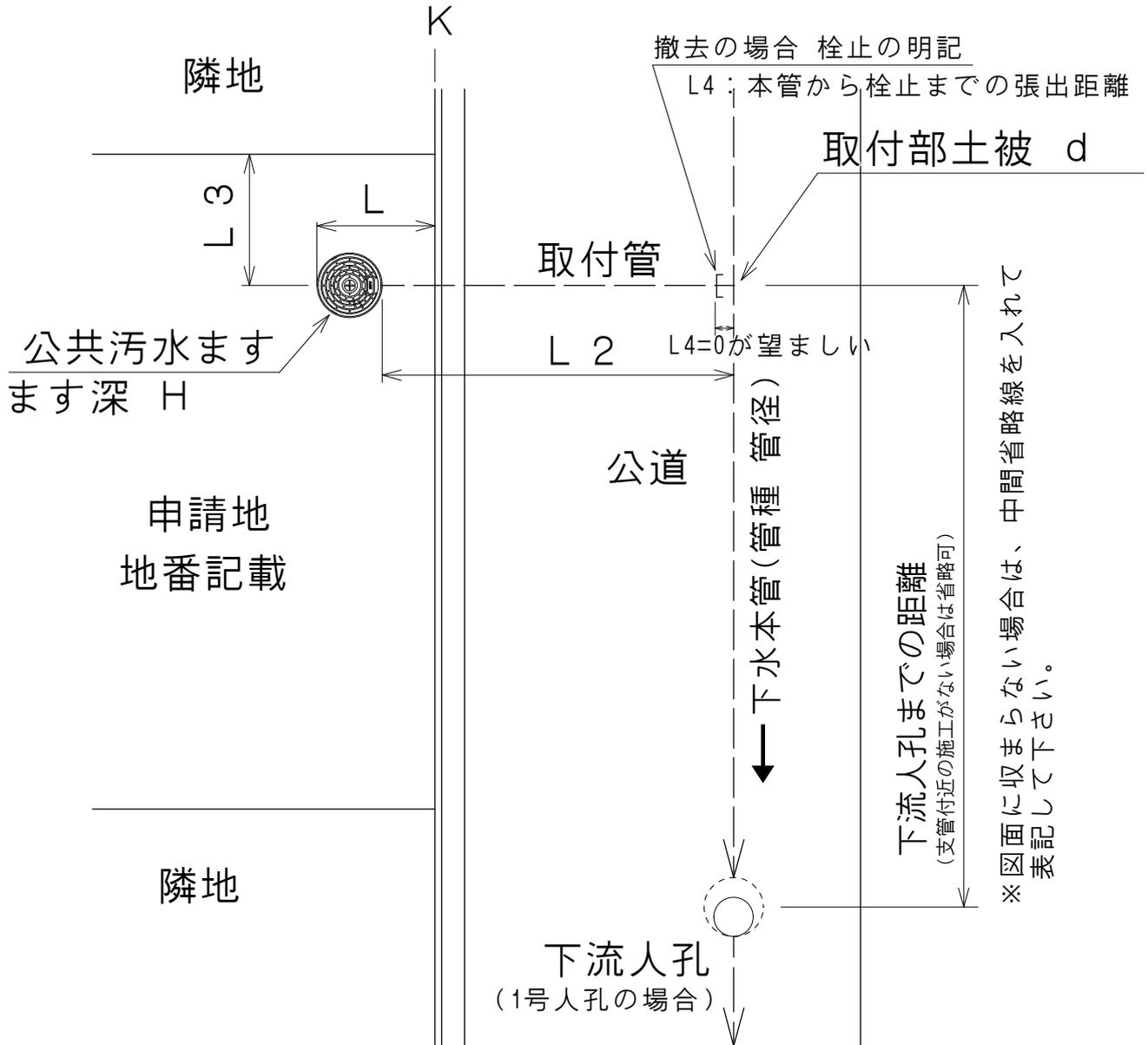
※ 土質条件等により土留が必要な場合

申請及び出来形平面図 標準記載事項（参考）

図面は縮尺と方位を示すこと

図面を見やすくするため、縮尺は1/250以上とし、不要な文字や線は入れないこと。
1/100推奨

K：前面道路との官民境界



隣接支管や人孔壁が1m以内に無いか確認して下さい。

L3など、申請と出来形の寸法記載においては、基点となる位置を変更しないこと。

完了写真は着手前と完了の対比・施工状況(支管取付、取付管布設、ます設置、砂基礎厚、土留、水替 他)・計測(高さ、長さ 他)・その他写真確認が必要なものとする。
各継手は全て施工前の差込確認線と施工完了状況の写真を付けること。
差込確認線のない資材はマジック等で記載して示すこと。

様式第6号(第7条関係)

公共汚水ます及び取付管(設置・改造・撤去)工事完了届

年 月 日

(あて先)京田辺市公営企業管理者

排水設備設置義務者 住所
氏名 ㊟
(電話)

次のとおり(公共汚水ます・取付管)の(設置・改造・撤去)工事が完了したので、京田辺市公共汚水ます及び取付管設置要綱第7条の規定により届け出ます。なお、設置・改造工事完了後の施設が京田辺市に帰属することに同意します。

設 置 場 所	京田辺市		
土地所有者の承諾	住所 氏名 ㊟(電話)		
建物所有者の承諾	住所 氏名 ㊟(電話)		
公共汚水ます等 使用者の承諾	住所 氏名 ㊟(電話)		
設置・改造・撤去 される下水道施設	取 付 管	VU φ	N = 箇所
	公共汚水ます	φ	N = 箇所
工事施工業者名	住所 氏名 ㊟(電話)		
承認年月日	年 月 日 (京下第 号)		
工事着工年月日	年 月 日	工事完了年月日	年 月 日

(添付書類)

- ①位置図、②出来形平面図及び出来形縦断面図、③公共汚水ます出来形成果表、④工事完了写真

<下欄は、記入しないでください。>

完了検査合格年月日	年 月 日	検 査 員	㊟
供用開始年月日	年 月 日		
検 査 内 容	取 付 管	φ	L = m
	公共汚水ます	φ	H = m

記載例

参考

設置：第4条第2項

改造：第5条第1項

撤去：第6条第1項

様式第2号(第4条、第5条、第6条関係)

該当しない項目に消し線
を入れる。

公共汚水ます及び取付管(設置・改造・撤去)申請書

令和〇年〇月〇日

(あて先)京田辺市公営企業管理者

排水設備設置義務者

住所 京田辺市田辺80番地

該当しない項目に消し線
を入れる。

氏名 下水 太郎
(電話 0774-63-1352)

次のとおり(公共汚水ます・取付管)を(設置・改造・撤去)したいので、京田辺市公共汚
水ます及び取付管設置要綱 第4条第2項
第5条第1項 の規定により申請します。
第6条第1項

なお、設置・改造工事完了後、登記簿の内容と合致すること。
土地所有者が共有となる場合は、全ての土地所有者の承諾が必要
※押印は個人毎に異なる印鑑とする。

設 置 場 所	京田辺市 興戸 犬伏 18-1
土地所有者の承諾	住所 京田辺市田辺80番地 氏名 下水 太郎 (電話 0774-63-1352)
建物所有者の承諾	住所 京田辺市田辺80番地 氏名 下水 太郎 (電話 0774-63-1352)
公共汚水ます等 使用者の承諾	住所 京田辺市田辺80番地 氏名 下水 太郎 (電話 0774-63-1352)
設置・改造・撤去 される下水道施設	取 付 管 VU φ150 N= 1 箇所 公共汚水ます φ200 N= 1 箇所
工事施工業者名	住所 京田辺市〇〇〇番地 氏名 株式会社 下水 (電話 0774-〇〇-〇〇〇〇)
工事予定期間	承認日～ 令和〇年 〇 月 〇 日 (予定)

(添付書類)

- ①位置図、②平面及び縦断面図、③砂基礎・土留施工図、④材料承認書、
- ⑤委任状(排水設備設置義務者以外の者が手続等をする場合)、⑥公図写し(発行3か月以内)、
- ⑦登記簿謄本写し(発行3か月以内)

- ④ 材料承認書は施工で使用する全ての資材とする。
規格口径が複数記載されている場合は該当するものを明確にすること。

記載例

委任状

住所 京田辺市〇〇〇番地

私は 氏名 **株式会社 下水**
代表取締役 〇〇 〇〇

会社印

TEL 0774-〇〇-〇〇〇〇

※ 担当社員の氏名と連絡先を併せて記載頂くをお願いします。
を代理者と定め下記の行為を委任します。

記

該当しない項目に消し線
を入れる。

1 委任事項

公共汚水ます及び取付管（設置・改造・撤去）工事に関する全ての
行為における一切の権限

（検査完了後の全ての残処理（ある場合）を含む）

2 申請箇所の所在地名・地番

京田辺市 **興戸 犬伏** 18-1

令和〇 年 〇 月 〇 日

住所 京田辺市田辺80番地

氏名 **下水 太郎**



TEL 0774-63-1352

（注）不要な文字は抹消し、押印してください。

注意：代理者は上記にかかる申請書及び完了届の作成・提出・検査立会・協議及びトラブル解決等について必ず最後まで責任を持って対応して下さい。
本申請行為の一部において、他業者の施工が伴う場合、そのことを理由に本申請行為が途中で放置状態とならないように、本申請行為に関することは、代理者が必ず最後まで責任を持って対応して下さい。

記載例

様式第6号(第7条関係)

該当しない項目に消し線
を入れる。

公共汚水ます及び取付管(設置・改造・撤去)工事完了届

注意：届出日は工事完了後5日以内(京田辺市の休日を定める条例(平成2年京田辺市条例第22号)第2条第1項に規定する休日を除く。)とする。

令和〇年〇月〇日

(あて先)京田辺市公営企業管理者

申請書と同じであること

該当しない項目に消し線
を入れる。

排水設備設置義務者

住所 京田辺市田辺80番地
氏名 下水 太郎 (印)
(電話 0774-63-1352)

次のとおり(公共汚水ます・取付管)の(設置・改造・撤去)工事が完了したので、京田辺市公共汚水ます及び取付管設置要綱第7条の規定により届け出ます。なお、設置・改造工事完了後の施設が京田辺市に帰属することに同意します。

申請書と同じであること

設 置 場 所	京田辺市 興戸 犬伏 18-1
土地所有者の承諾	住所 京田辺市田辺80番地 氏名 下水 太郎 (印) (電話 0774-63-1352)
建物所有者の承諾	住所 京田辺市田辺80番地 氏名 下水 太郎 (印) (電話 0774-63-1352)
公共汚水ます等 使用者の承諾	住所 京田辺市田辺80番地 氏名 下水 太郎 (印) (電話 0774-63-1352)
設置・改造・撤去 される下水道施設	取 付 管 VU φ150 N= 1 箇所 公共汚水ます φ200 N= 1 箇所
工事施工業者名	住所 京田辺市〇〇〇番地 氏名 株式会社 下水 会社 (印) (電話 0774-〇〇-〇〇〇〇)
承認年月日	令和〇年〇月〇日 (京下第〇〇〇号)
工事着工年月日	令和〇年〇月〇日
工事完了年月日	令和〇年〇月〇日

(添付書類)

- ①位置図、②出来形平面図及び出来形縦断面図、③公共汚水ます出来形成果表、
- ④工事完了写真

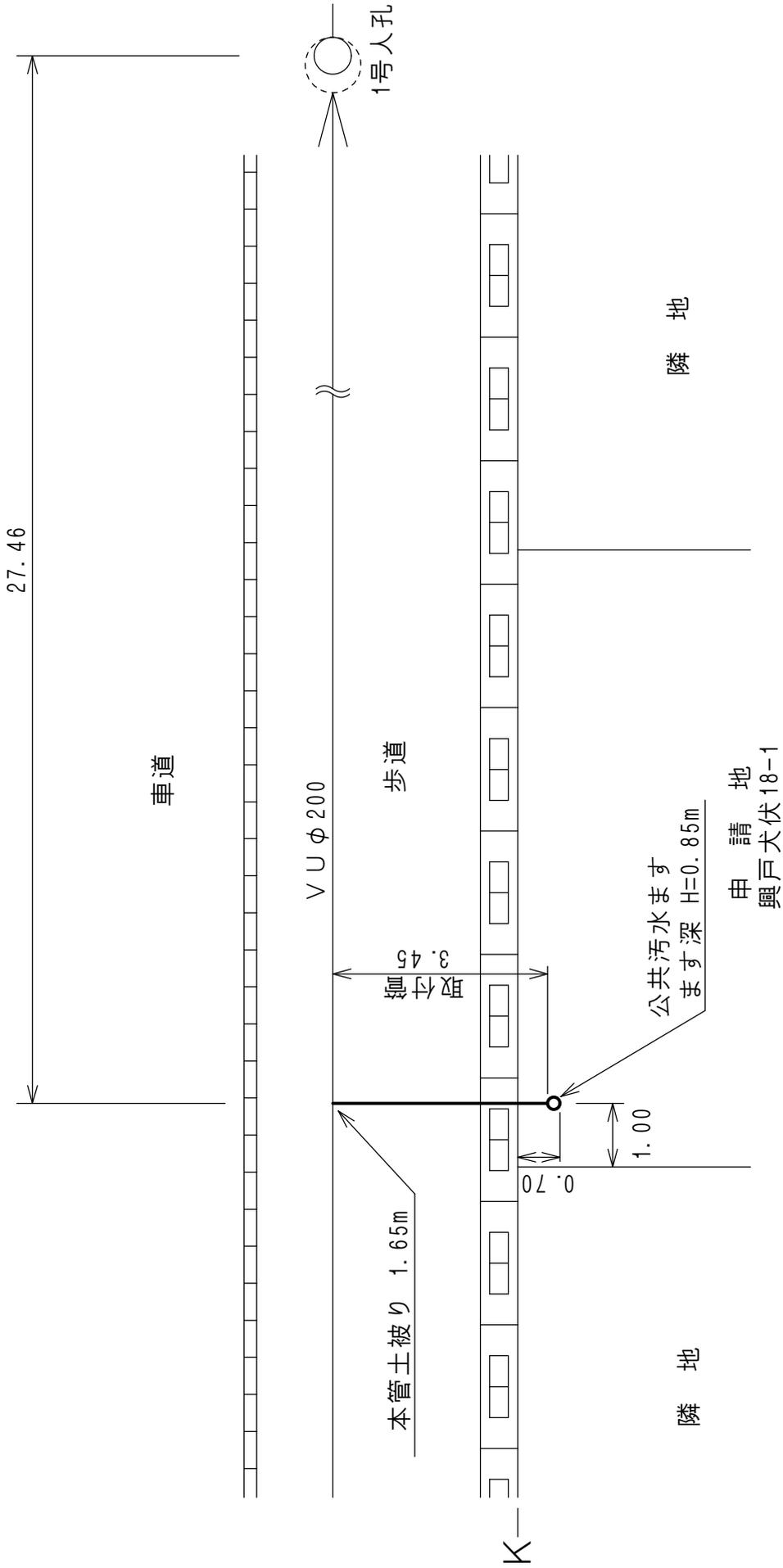
<下欄は、記入しないでください。>

完了検査合格年月日	年 月 日	検 査 員	④
供用開始年月日	年 月 日		
検 査 内 容	取 付 管 φ	L =	m
	公共汚水ます φ	H =	m

申請時の参考平面図（設置申請の場合）

S = 1 : 100

改造や撤去申請の場合も本図を参考に平面図を作成し必要事項を示して下さい。

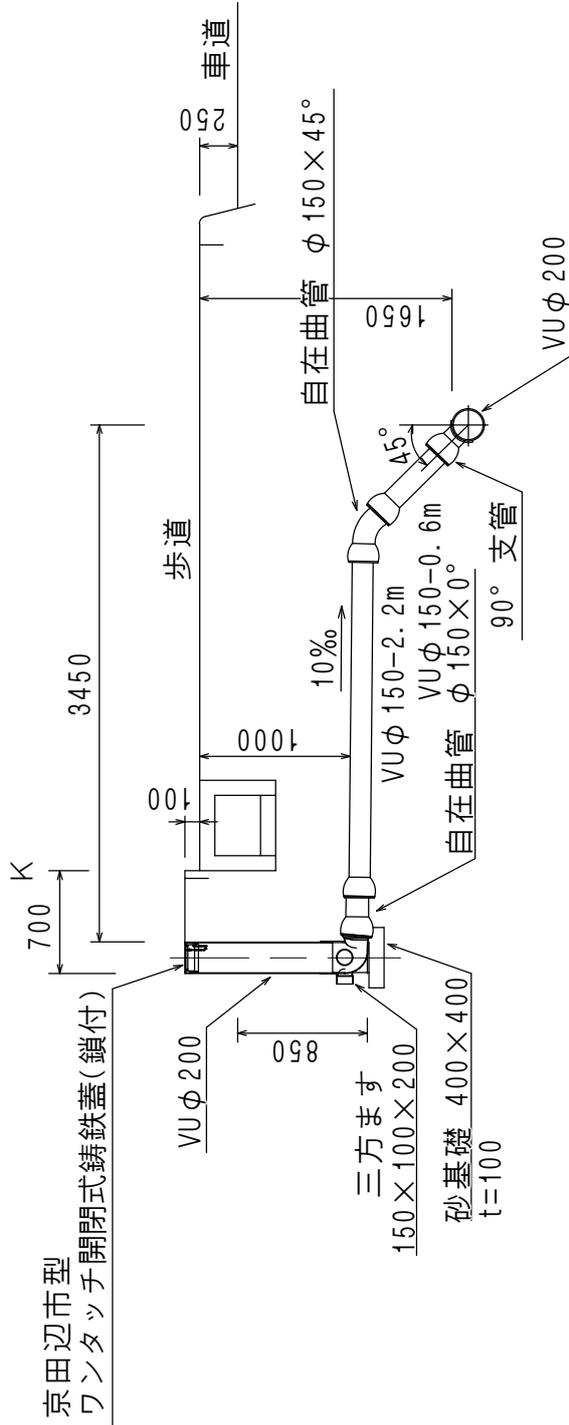


注) 参考図をそのまま利用せず、現況に則した図面を作成して下さい。

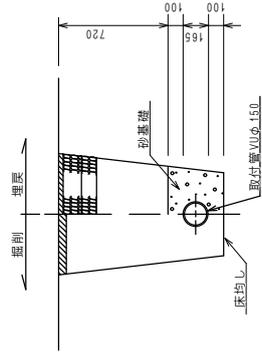
申請時の参考縦断面図と土工図（設置申請の場合）

S = 1 : 50

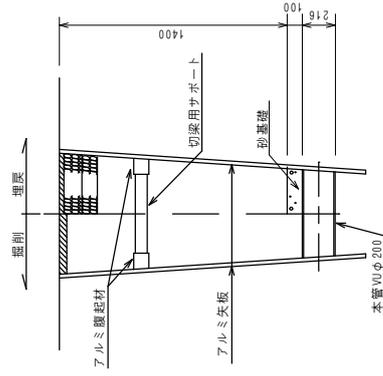
改造や撤去申請の場合も本図を参考に各図を作成し必要事項を示して下さい。



取付管部



支管取付部

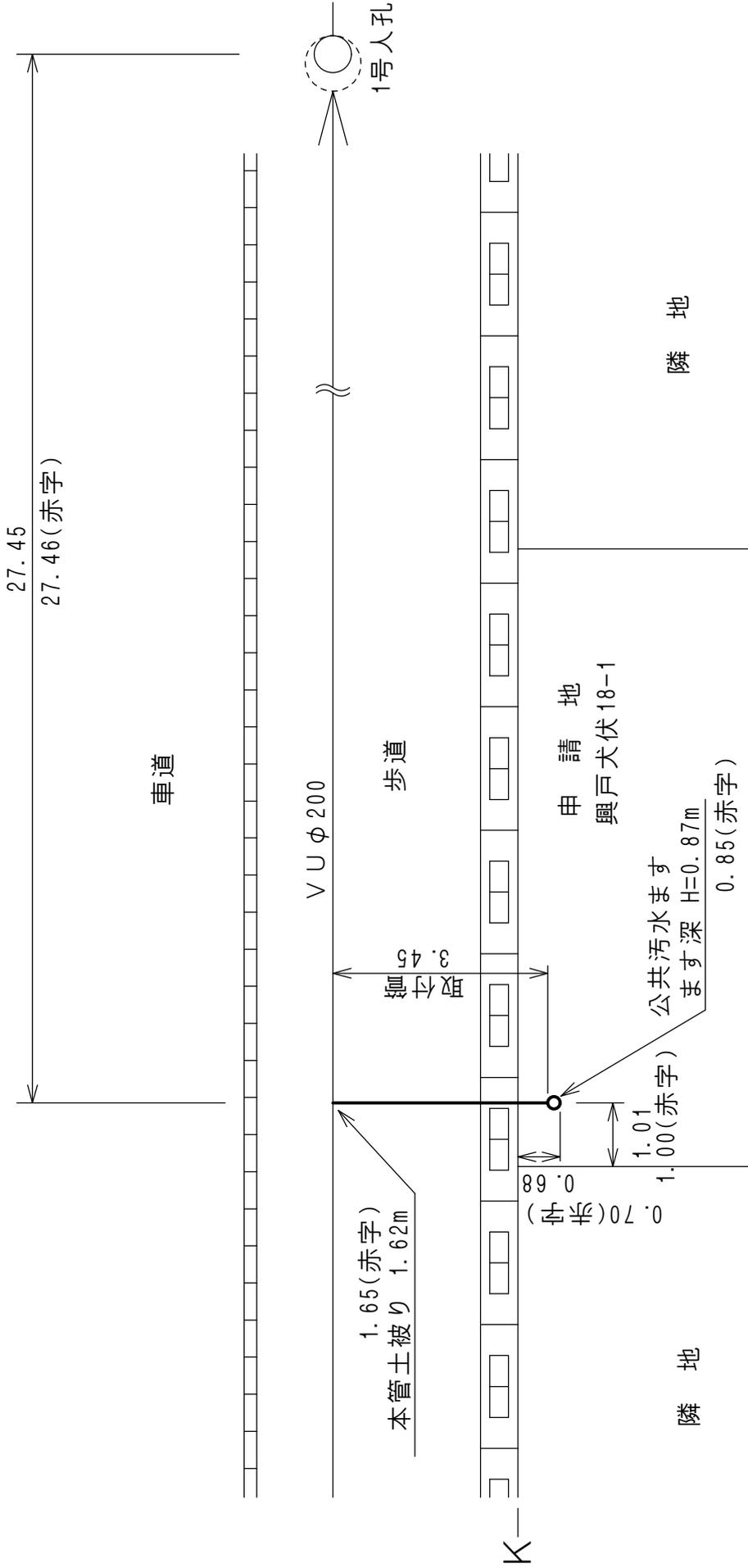


注) 参考図をそのまま利用せず、現況に則した図面を作成して下さい。

出来形時の参考平面図

S = 1 : 100

改造や撤去申請の場合も本図を参考に平面図を作成し必要事項を示して下さい。



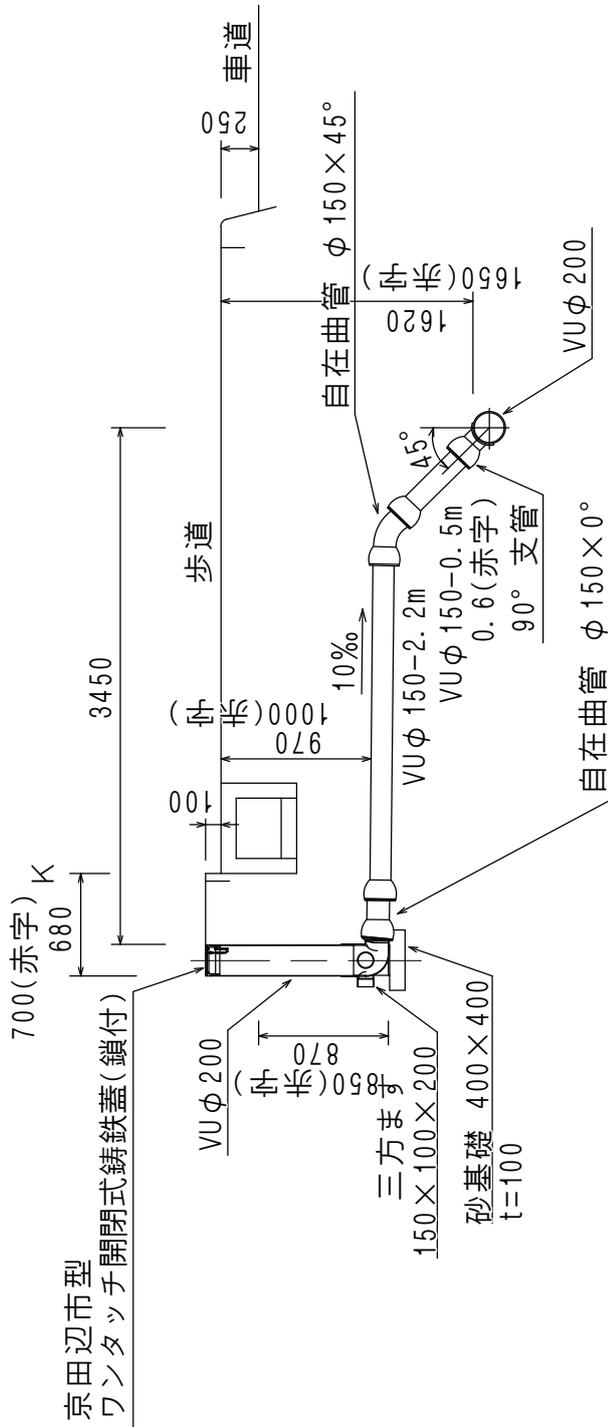
※申請値を赤字で記載する。
申請と同じ場合は赤字不要

注) 参考図をそのまま利用せず、現況に則した図面を作成して下さい。

出来形時の参考縦断面図

S = 1 : 50

改造や撤去申請の場合も本図を参考に各図を作成し必要事項を示して下さい。



※申請値を赤字で記載する。
申請と同じ場合は赤字不要

注) 参考図をそのまま利用せず、現況に則した図面を作成して下さい。

申請における注意事項

公共汚水ます及び取付管の設置申請、改造申請、撤去申請における添付書類は、いずれの申請においても申請書下段に記載のある以下の添付書類を準備して下さい。

- ① 位置図 ②平面及び縦断面図 ③砂基礎・土留施工図 ④材料承認書
- ⑤ 委任状 ⑥公図写し ⑦登記簿謄本写し

なお、該当する項目の施行がない場合は、その内容に関する書類は省略して下さい。

登記簿謄本の土地所有者と申請書記載土地所有者が異なる場合は、申請書記載の方が現在の土地所有者であることを証する書面の写し（土地売買契約書の写し等 ※契約額など本申請に要しない記載内容は黒塗りなどで隠して頂いて結構です。）を併せて添付して下さい。

承認を取り下げる場合

承認をした公共汚水ます及び取付管の設置・改造・撤去について、諸般の理由等により、施行を行わないこととなった場合は、承認書原本を添えて、別紙、公共汚水ます及び取付管(設置・改造・撤去)承認書取り下げ願いを管理者に提出し、後日発行する、取り下げ受理書を必ず受け取って下さい。

農業集落排水処理区域内での手続きについて

農業集落排水処理区域内で公共汚水ます及び取付管の設置・改造・撤去工事がある場合の手続きについては、当面の間、公共汚水ます及び取付管設置要綱を準用するものとします。

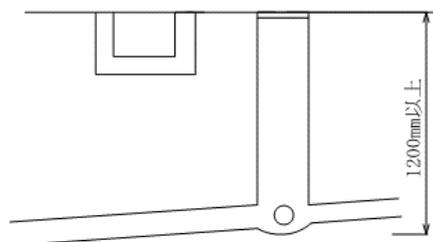
施工方法及び使用資材は公共汚水ます及び取付管（設置・改造・撤去）申請の仕様に基づいて行って下さい。

- ※ 設置済の公共汚水ますの蓋は整備当時の基準により樹脂製となっておりますが、改造などで既存の蓋を流用する場合を除き、公共汚水ますの蓋を新しくする場合は京田辺市型ワンタッチ開閉式鋳鉄蓋(鎖付)となりますので、ご注意願います。

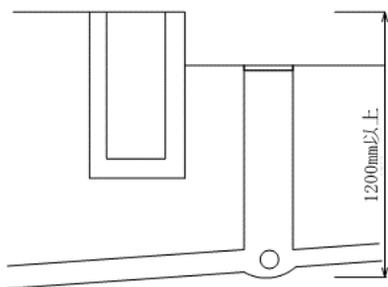
設置済の公共汚水ますの蓋は整備当時の基準により樹脂製となっていますが、改造などで既存の蓋を流用する場合を除き、公共汚水ますの蓋を新しくする場合は京田辺市型ワンタッチ開閉式鋳鉄蓋(鎖付)となりますので、公共汚水ますの内径について

公共汚水ますの内径は200mmを標準としていますが、以下の①～③に該当する場合は、内径300mmとして下さい。

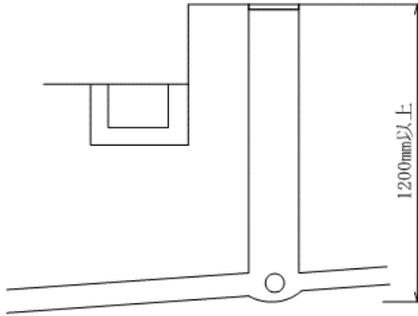
- ① 車道を基点とした公共汚水ますの深さが120cmを超える



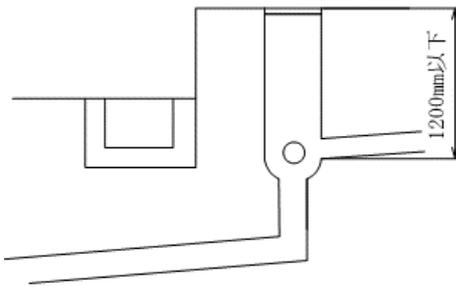
- ② 宅盤が低いため、宅盤を基点とした、公共汚水ますの深さは120cm以下であるが、車道を基点とした場合は120cmを超える(将来の改築等で宅盤を道路の高さに合わせた場合に備えたもの)



- ③ 車道を基点とした公共汚水ますの深さは120cm以下であるが、宅盤が高くなるため、宅盤を基点とした場合は120cmを超える(維持管理に備えたもの)



※ドロップますを使用し、宅盤からます底まで 1.2m以内に収まるのであれば、内径 200mm によい。



※ 公共汚水ますの天端は宅盤の高さと同じにすること。

また、上記において、宅盤を基点としたます深が 200cm を超える場合は、0 号人孔以上の設置について、別途協議を行って下さい。

ここで記載する宅盤とは公共汚水ますを設置した箇所の地盤高をいう。

公共汚水ますのドロップます利用について

排水設備からの流入口のます深が 120cm 以内に収まるが、取付管との接続が人孔接続や付近に構造物がある等の条件により、120cm を超えてしまう場合は、ドロップますを利用し、垂直取付管で調整することにより、ます深を 120cm 以下とした場合、公共汚水ますの内径を 200 mm とすることができます。

なお、ドロップますを使用する場合は 3 方向ドロップますとして下さい。

また、ドロップますに接続する垂直取付管の長さは 1 m 以内として下さい。

公共汚水ます及び取付管(設置・改造・撤去)承認書取り下げ願い

年 月 日

(あて先) 京田辺市公営企業管理者

排水設備設置義務者 住所

氏名 (電話) ㊟

次のとおり(公共汚水ます・取付管)の(設置・改造・撤去)承認の取り下げ
願いを提出します。

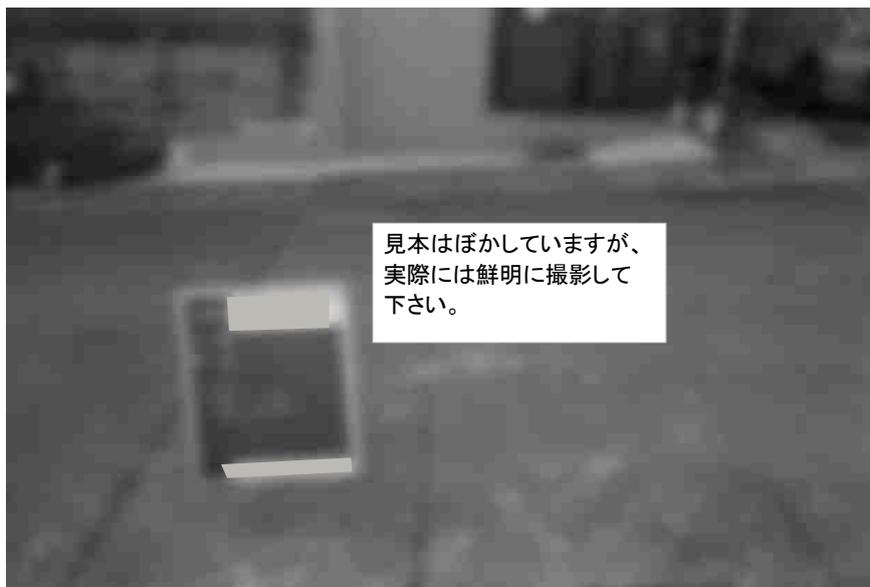
設置場所 京田辺市

承認年月日 年 月 日
承認番号 京下第 号

取り下げの理由

特記事項 公共汚水ます及び取付管(設置・改造・撤去)承認書原本を返却しま
す。

工事写真（参考）



着工前

写真では舗装版の切断が行われており、着工前にならない。
何も着手していない段階で着工前の撮影をおこなうこと。
部分的な拡大写真ではなく、施工範囲の全景を途切れずに撮影すること。



竣工 （仮復旧まで）

対比できるように、着工前と同じ位置を撮影すること。
本申請における完了は舗装仮復旧まで。



使用材料

使用する材料を全て撮影

工事写真（参考）



下水道本管
土被り検測
h=1.2m



支管取付部
穿孔完了状況

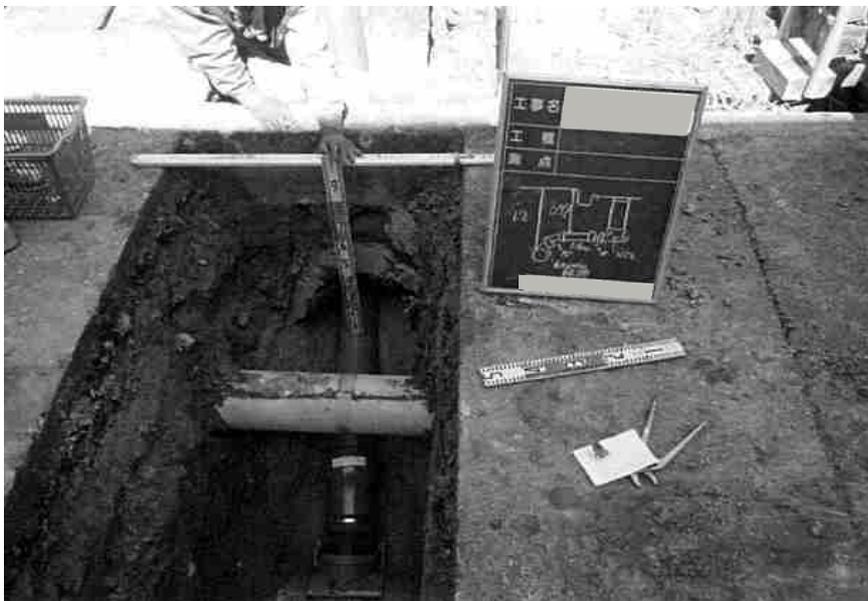


支管取付部
90°支管
取付完了

工事写真（参考）



床砂検測
t=100mm



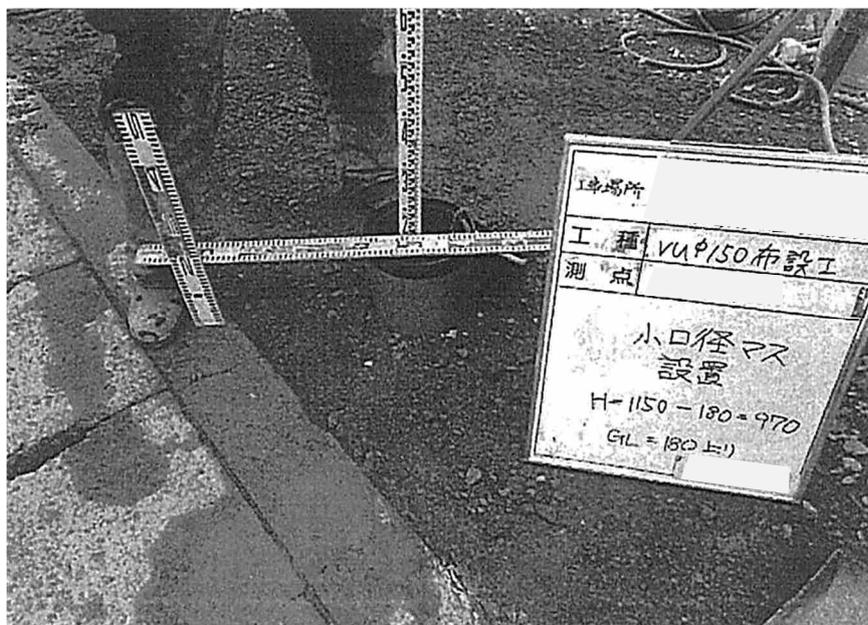
取付管土被り
車道最浅部
h=970mm

箱尺等で配管状況が確認できないことがないように撮影時は十分に注意をして下さい。
配管を構造物の下に伏越するときの埋戻しは後日、沈下等が生じないように、水締めなどで十分に締固めを行うこと。



上部保護砂
t=100mm

工事写真（参考）



公共汚水ます位置
ます深
H=970mm
1150-180=970

車道GLまでの高さとする。
前面道路がマウントアップ
などの歩道となっている時
は、車道高と歩道高の差
を控除した写真も必要



公共汚水ます位置
道路境界からの寄り
L=470mm

撤去工事の場合は、栓止状況や土被り及び本管と栓止め位置関係について、
箱尺などを用い明確に撮影すること。

○京田辺市公共汚水ます及び取付管設置要綱

令和2年1月31日

公営企業告示第23号

(趣旨)

第1条 この告示は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）

第2条第8号に規定する処理区域（以下「処理区域」という。）及び処理区域とするための下水道工事を予定し、又は実施している区域（以下「処理予定区域」という。）における公共汚水ます及び取付管の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置者及び設置箇所数)

第2条 公共汚水ます及び取付管の排水設備設置義務者並びに設置箇所数については、京田辺市公共下水道条例（昭和60年京田辺市条例第18号。以下「条例」という。）第27条の規定によるほか、次に定めるところによる。

(1) 処理予定区域内において、地目が宅地又は雑種地となっている造成済みの土地に、当該土地所有者が処理区域となるときから3年以内に、汚水を排除する建築物の新築を予定している場合において、設置の申出をしたときは、公営企業管理者（以下「管理者」という。）は1か所を限度に取付管等を設置するものとする。

(2) 処理区域内において、条例第27条第1項及び第2項並びに前号の規定により既に取付管を設置している場合、排水設備設置義務者が排水設備を設置しようとするときは、公共汚水ますの設置は、管理者が行うものとする。

(設置場所)

第3条 公共汚水ます及び取付管の設置場所は、工事及び管理が容易な場所で道路境界からおおむね1メートル以内の私有地内とする。ただし、管理者が土地状況その他の理由により、工事の施行が困難であると認めた場合は、この限りでない。

2 管理者が設置を行う場合の設置場所は、前項の要件の範囲内で排水設備設置義務者と協議の上、決定するものとする。

(設置の届出等)

第4条 前条第2項の規定により協議が成立したとき、排水設備設置義務者は、管理者に対し、公共汚水ます及び取付管設置場所確認書兼届出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 条例第27条第3項の規定により、公共汚水ます及び取付管を設置しようとする場合は、排水設備設置義務者は、公共汚水ます及び取付管設置申請書（別記様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

3 第2条第2号の規定により、公共汚水ますを設置しようとする場合は、排水設備設置義務者は、公共汚水ます設置届出書（別記様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、第2項の設置を承認したときは、排水設備設置義務者に公共汚水ます及び取付管設置承認書（別記様式第4号）を交付する。

(改造)

第5条 排水設備設置義務者が、建物の増改築等の理由により、公共汚水ます及び取付管の移設等改造工事を必要とするときは、公共汚水ます及び取付管改造申請書（別記様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の改造に係る工事は、排水設備設置義務者が行うものとする。

3 管理者は、第1項の移設等改造を承認したときは、排水設備設置義務者に公共汚水ます及び取付管改造承認書（別記様式第4号）を交付する。

(撤去)

第6条 排水設備設置義務者の理由により、公共汚水ます又は取付管が不要になったため、撤去の工事を必要とするときは、公共汚水ます及び取付管撤去申請書（別記様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の撤去に係る工事は、排水設備設置義務者が行うものとする。

3 管理者は、第1項の撤去を承認したときは、排水設備設置義務者に公共汚水ます及び取付管撤去承認書（別記様式第5号）を交付する。

(設置等の完了検査)

第7条 第4条第2項で申請する設置工事、第5条第1項で申請する改造工事及び前条第1項で申請する撤去工事が完了したときは、工事の完了の日から起算して5日以内（京田辺市の休日を定める条例（平成2年京田辺市条例第

22号)第2条第1項に規定する休日を除く。)に、公共污水ます及び取付管(設置・改造・撤去)工事完了届(別記様式第6号)を管理者に提出し、完了検査を受けなければならない。

(管理)

第8条 公共污水ます及び取付管の管理は、法第3条第1項の規定により管理者が行うものとする。

(排水設備設置義務者の責務)

第9条 排水設備設置義務者は、公共污水ます及び取付管の効用を妨げ、又はその上部及び周辺部に維持管理上支障となるようないかなる施設、工作物等も設けてはならない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年1月31日から施行する